

# 少年非行に関する学外授業の実施と学習機会について

作 田 誠一郎

## 【抄録】

近年の少年非行は、非行少年の検挙人員をみると減少傾向にあるが、特殊詐欺など新たな犯罪に関わっていることも注視される。本論では、この少年非行に関するアクティブ・ラーニングについて事例を紹介し、その課題について考察した。本事例として、少年非行に対するアクセスや関係諸機関との連携があげられる。そのなかで非行少年と臨床場面で関わっている警察官や法務教官、施設職員から学外授業を通じて話を聞くことで、間接的ではあるが教科書とは異なる非行少年の現状を学ぶ機会が得られた。また警察との連携協定を締結することによって、実際に少年たちとの交流を通じて緩やかな支援が実施できた。近年では、少年の犯罪抑止のために地元中学校における防犯教室を実施している。今後、少年非行を含めた逸脱領域のアクティブ・ラーニングについて課題を検証しながら、学外授業の場面において学習機会を創出していくことが望まれる。

キーワード：少年非行、アクティブ・ラーニング、少年院、警察、連携事業

## 1. 少年非行の現状

少年非行をめぐる議論として、民法の成人年齢引き下げに伴う少年法の改正が注目されている。新たに「特定少年」として18, 19歳の特例規定を設けることで、成人と同様の刑事手続きをとる原則検察官送致（逆送）の範囲が拡大された。これまでの16歳以上で故意に人を死亡させた殺人罪に加えて、罰則が1年以上の懲役または禁錮にあたる強盗や強制性交が対象となり、事実上、非行少年に対する厳罰化が法制度として進んだことになる。特に特定少年が起訴された場合、実名報道等の報道規制が見直された点は今後の非行少年の立ち直りに大きな影響を与えることが懸念される。

非行少年自身に対する社会の対応も変化しつつある。近年では、特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺など）に多くの少年が関わりを持ち、逮捕されて少年院送致されるケースも増えている。この少年たちの多くは、SNSを通じて指示役から「受け子（被害者から現金を受け取るなど）」や「出し子（ATMから現金を引き出すなど）」として指示されることで犯罪に至り検挙されている。警察庁も「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について（通達）」（2020）を出しており、未然防止とともに再犯にも注力している。ま

た少年院では、発達障害を有する少年の入院が増加しており、矯正教育の場面で多くの課題が生じていることも注視される（宮口 2019）。

これまで非行少年に対する社会の関心は、1997年の神戸連続殺傷事件や2000年の西鉄バスジャック事件が起こった際に、非行少年に対する処遇、つまり厳罰化に向けられた。これらの事件は、従来の非行少年のイメージとは異なる目立たない少年が殺人という重大な事件を起こした点でモラルパニックを引き起こし、少年法の改正（2000年、2007年）に至ったことは記憶に新しい。しかし、その度に、重大な事件を起こした少年の心の側面（「心の闇」）がクローズアップされ、家庭環境や生活環境に対する社会学的な着眼点は、臨床場面で後に廻されてきた感が否めない。現在では、学校においてスクールソーシャルワーカーの設置が進められつつあり、少年非行に係る家族の諸問題に対して公的機関やNPOなどの支援につなげる取り組みが進展している。

ところで、このような少年非行は、日常生活を過ごしている学生にとって遠い存在であり、かつ理解し難い側面もあるかもしれない。知らないことは、イメージで語られ理解されやすい。少年非行においても、メディア報道等によるミスリードや匿名性が高いTwitter等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及が人びとの少年非行に対する意識や価値観に大きく影響することが懸念される。そのためには、関連する専門書を読むことが重要である。これまでに多くの研究者や臨床家が非行少年と関わり、その非行の原因について考究している。これらの基礎的な非行理論についてアクティブ・ラーニングを実施する前にゼミのなかで講読している。非行理論は、時代背景や各国の文化に影響を受けていることを配慮しつつも、日本の少年非行の理解に寄与する視点を導くことが重要である。また個々の事例を検討して対応することも必要ではあるが、非行事象を俯瞰して共通する課題や特徴を明らかにすることは、社会政策や制度の見直し、そして社会的支援において求められる。この際に、社会学、特に犯罪社会学がこれまで蓄積してきた分析視角が大いに役立つはずである。しかし、忘れてはならない視点として、少年非行は、社会生活の変化にともなって常に変容しているということである。

犯罪現象は、新たなテクノロジーや社会の変化に対して敏感に反応し、まだ対応できていない法制度の隙をついてあらわれてくる。現在、少年非行の課題となっている特殊詐欺は、核家族化とともにATMや電子マネーなどの技術の進歩に即して広がった犯罪といえる。「なりすまし詐欺」や「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」やコロナ禍における「還付金詐欺」など、今日でも特殊詐欺の被害が増加しており、そのなかで「受け子」（直接被害者から現金を受け取る役）や「出し子」（振り込ませた金融口座から現金を引き出す役）などに少年が関与していることが問題視されている。このような新たな犯罪に、少年が加害者や被害者として関わっていくことは、今後の少年非行現象を読み解くうえで重要であり、かつ新しい犯罪を理解し、警察や矯正関係（鑑別所や少年院）の職員に聞き取りをおこなうことは大きな学びとなる。この際に、学外授業は大きな役割を果たすと考える。

## 2. 少年非行に対するアクティブ・ラーニングの理解と問題

ここで、非行少年を知るうえでの学外授業の効果について、アクティブ・ラーニングを含めて検討したい。アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を受け入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教育内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」（文部科学省 2012:37）と定義されている。ここで詳細は割愛するが、アクティブ・ラーニングは、これまでの知識伝達型の授業とは異なり、能動的に修学するための学習環境下における学びの方法と言えるだろう。そして、その実施において3つのポイントが掲げられている。それは、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」である<sup>(1)</sup>。この3つの視点に立脚することで、「学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるように」（文科省 2017:22）なることを目指している。先述したように、少年非行に対する理解は、これまでの先行研究における知識の蓄積を活用することが重要であり、その知識をもとに現状の少年非行がどのような要因や経緯で現前の諸問題としてあらわれているのかを考察することから得られると思われる。そのためには、3つの視点に留意したアクティブ・ラーニングによる少年非行の理解とは何かを考えなければならない。

アクティブ・ラーニングの対象として、少年非行はいくつかの問題がある。それは、観光地の調査や地域社会の調査と異なり、非行少年に対するアクセスが困難であることがあげられる。社会調査のなかでも犯罪社会学や社会病理学の研究は、一般的にアクセスし難い調査対象と関わりを持つことが重要な端緒となる。したがって、特に学生による少年非行のアクティブ・ラーニングにおいては、直接当事者である非行少年から現状を学ぶというより、非行少年に関わっている警察官や矯正職員、施設職員など、間接的ではあるが臨床場面で関わっている人から少年非行に関連する話を聞き、実際に臨床現場（少年院や警察署等）を見学する機会を得ることで能動的な学びをうながすことができるとと思われる。学生自身の心身両面の安心安全を確保しながら、より多くの学生がこれまで関わりをもっていなかった非行少年の生活や考え方、そして立ち直りを関係者の実体験を通じて知ることが、文献とは異なった少年非行の新たな知識として身に付くと思われる。

さらに一歩進んだ取り組みとして、希望者を募り、実際に警察が関わっている非行少年に対する立ち直り支援に参加する機会を設けている。この際にも、どのような少年をサポートするのかは、事前に警察と協議をおこない、立ち直り支援の企画を綿密に立てている。例えば少年との関係性を構築するために、少年を大学に招き見学ツアーを組んだり、大学の学園祭では、数人の少

年たちを各グループにわけて交流を図る年もあった。つまり、少年との関係を緩やかではあるが、構築することが重要だといえる。ここで、これまでの少年非行に関する学外授業とアクティブ・ラーニングの事例を紹介したい。

### 3. 少年非行に関する学外授業とアクティブ・ラーニングの事例

先述したように、これまで大学における少年非行を対象としたアクティブ・ラーニングを実施してきた。そのひとつが、少年院の見学ならびに法務教官へのインタビューである。少年院は現在、全国に47施設（分院を含めて）あり、家庭裁判所の審判により保護処分として送致された少年に対して、健全な育成を図ることを目的として矯正教育および社会復帰支援等をおこなう施設である。この少年院は、第1種（心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容）、第2種（心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容）、第3種（心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容）、第4種（刑の執行を受ける者を収容）に分類されており、第3種を除く施設は男子施設と女子施設にわけられている。

佛教大学が所在する京都府を含め近隣府県の少年院は、京都医療少年院、奈良少年院、交野女子学園、浪速少年院が、日帰りの施設見学先として候補にあがる。京都医療少年院は第3種で同じ施設内において性別で分離されており、交野女子学園は女子施設であり、奈良少年院と浪速少年院は男子施設である。また奈良少年院は、第2種であることから比較的収容期間の長い犯罪的傾向が進んだ少年が収容されている。このような少年院の特徴を説明し、学生自身に少年院を選択してもらう。

見学に際しては、華美な服装を避け、収容少年と接しないように注意が払われる。見学することの最大のメリットは、学生がこれまで抱いていた少年院のイメージの転換である。多くの学生は、少年院を刑務所のように高い壁に囲まれ、閉鎖的な個室で生活しているイメージをもっている。しかし、実際に居室や学習スペース、農場や木工室等を見学することで、その開放的なスペースや窓が多く明るい雰囲気によって学生のイメージは一新される。また見学において少年院に勤務する法務教官から、少年たちに対して個別に計画された教育（個人別矯正教育計画）や各種資格の取得、そして高等学校卒業程度認定試験の受験など、贖罪と共に社会復帰に対する取り組みがおこなわれていることが説明され、法務教官との質疑応答を介して非行少年の理解が一層深められる。この経験が、これまで大学で学んできた少年非行の理論と結びつくことで、学外授業でしか得られない学びの場として提供される。



少年院の見学

もう一つの少年非行に関するアクティブ・ラーニングは、地元の警察との連携である。警察との連携は、現状の少年非行を理解し、支援していく上で重要である。非行少年の多くが、学校との関係性が途絶え、反社会的組織や非行を繰り返す先輩などの大人と関わりを深めていく。一方で補導を含めて非行少年と関わりを持つのが警察官である。特に各署の生活安全課のなかで少年係は、非行少年を担当する部署として長い間、非行少年との関わり方や少年警察活動について多くの蓄積がある<sup>(2)</sup>。この経験や指導等を実際に学生へ説明してもらい、一歩進んだ立ち直り支援というアクティブ・ラーニングにつなげていくことが可能となる。

これまで地元警察署との関係を構築し、改めて協定を結ぶことになった。このきっかけは、社会連携課に地元警察署の少年係の電話が端緒であった。そして、担当者である少年係長の熱意と地元で支援の必要な少年の現状を知り、協力することになった。少年係は4名で構成されており、この4名とゼミの学生の顔合わせからはじまった。その後、少年の立ち直り支援に興味がある学生の希望を募り、少年3人を大学に迎えてキャンパスツアーと屋内のスポーツができる施設でドッチボールをおこなった。当初は、少年たちも学生も緊張した面持ちであったが、3つのグループにわけて学内を見学した際に、会話を交わすことで打ち解けていった。特にスポーツをおこなった結果、少年たちにとって久しぶりの体験だったのか、応援や歓声など少年たちの自発的な言動も見られるようになった。その後は、3人の少年と少年係を大学祭に招いて、出店や各種イベントを少年および少年係の方と一緒に回るなど、楽しい時間を過ごすことができた。非行少年にとって、このような何気ない大学生生活の一端を学生と一緒に体験することによって、今後の自分自身の人生観や目標に影響があったと思われる。

また別の非行が進みつつある3人の小学生と一緒に農業体験をおこなった。この企画も少年係と学生による発案であり、学生の有志がそれぞれの少年に付き添い、言葉がけをおこないながら交流を深めるよい機会となった。別日には、中学生の少女とその母親も農業体験に参加し、親子関係の修復するきっかけ作りに一役買ったと思われる。

このような連携事業は、大学と警察の連携としてしっかりとした形で締結することになった。この締結によって、管内の防犯活動に学生が積極的に参加し、机上では得られない体験を得ることが可能となった。



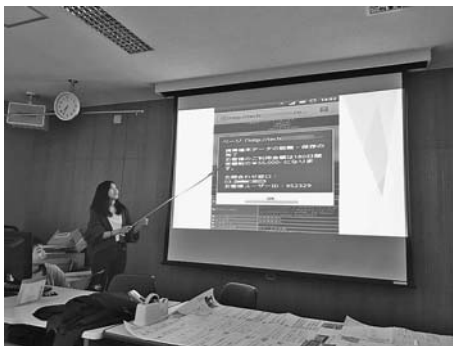
警察の連携による非行少年支援



少年たちとの農業体験

その防犯活動の一環として、地元中学校におけるインターネットの防犯教室を紹介したい。この活動は、前述した非行少年支援の対象であった少年が通っていた地元中学校において実施された。少年非行の諸問題で警察と連携して対応していた中学校より、インターネットの防犯に関する指導の話が寄せられた。はじめに、学生に対して少年係より管内のインターネットに関連する事件や現在実施されている警察の防犯活動について説明がおこなわれた。インターネット犯罪に関して現状の法制度や施策を受講することは容易であるが、学生が通学している大学の管内におけるインターネットの被害や事案を聞くことで、より身近な問題として学ぶことができたと思われる。

その後、グループワークを実施し、中学生のネットトラブルについて話し合いがおこなわれた。学内で各グループの発表後、大学教員や他のグループから質問を受けることで、内容を精査することができた。それぞれのグループで協議した内容について、統合する作業を終えた後、地元中学校へ授業内容の説明をおこなった。その際、生徒指導主事や学年主任の教師から授業の実施に際する生徒の興味のひき方や授業の展開についてアドバイスをいただいた。参加者のなかには、将来教育職をめざす学生も含まれているため、教育実習に臨む前に現場の教師から授業方法に関するアドバイスをいただけたことは大きな経験であったと思われる。



学内のグループ発表の様子



地元中学校におけるネット防犯教室

#### 4. 今後の逸脱領域におけるアクティブ・ラーニングを通じた学習機会と課題

最後に少年非行に関連したアクティブ・ラーニングについて、今後の課題について考える。これまで少年非行に関する学習は、理論や事例研究が中心であり、能動的な学習が馴染みにくい内容が多かった。しかし、これまで紹介したように警察や少年院などの少年非行に関わる機関との連携によって、少年非行に関連するアクティブ・ラーニングを通じた学習は可能である。課題としては、この連携が大学教員の関係性に依存しすぎないようにすることが重要である。そのためには、大学と警察または少年院との連携協定の締結など、学生に安定したアクティブ・ラーニングを実施できる環境を提供することが求められる。また逸脱領域に関するアクティブ・ラーニングでは、学生の参加意思や対象者への理解が不可欠である。したがって、事前に学生への参加意思をしっかりと確認し、逸脱領域に関する基礎的な学習を実施することが求められる。これらの学習を通じて学生が抱いていた逸脱領域のマイナスイメージを払拭して、アクティブ・ラーニングに臨めるように配慮しなければならない。最後に、逸脱領域のアクティブ・ラーニングは、対象者と実際に支援を含めて関わる場面がある。その際は、対象者と関係性が構築できている警察や施設職員と一緒に活動できるように配慮する必要がある。アクティブ・ラーニングを安心して実施できる環境をしっかりと整えることが課題としてあげられる。

アクティブ・ラーニングのひとつとしてPBL（プロジェクト型課題解決学習）がある。能動的な学習が、今後の少年非行を含めた逸脱領域の理解と支援に結び付くような問題解決の糸口をPBL等の学習機会から得られることを期待している。

#### 注

- (1) 文部科学省（2017）によれば、「主体的な学び」とは、「学ぶことに興味や関心も持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる」ことを指し、「対話的な学び」とは、「子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める」ことを指している。そして、「深い学び」とは、「習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう」ことを指している。
- (2) 少年警察活動とは、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」（少年警察活動規則第1条1項）であり、「非行防止活動」（少年を対象とする職務質問、少年犯罪の捜査、不良行為少年の補導等）、「保護活動」（児童虐待その他の理由により保護を必要とする少年の保護、犯罪被害を受けた少年やその家族に対するカウンセリング等）、「一般的活動」（街頭補導、指導助言をおこなう少年相談、広報啓発活動等）を中心とする。大塚（2018）によれば、少年警察活動の基本は、「健全育成の精神（1号）」（少年の健全な育成を期するための活動や規範の向上と立ち直り等）、「少年の特性の理解（2号）」（少年が心身ともに環境の影響を受けることや可塑性に富むこと等の理解）、「処遇の個別化（3号）」（個別の少年の性行および環境を洞察して最善の処遇を講ずること等）、「秘密の保持（4号）」（少年やその他の関係者のプライバシーに対する配慮等）、「国際的動向への配慮（5号）」（児童の権利に関する条約や少年非行の防止に関する国連のガイドライン等への配慮等）と定められている。

**引用文献**

大塚尚, 2018, 『少年警察ハンドブック』立花書房.

文部科学省, 2012, 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」.

文部科学省, 2017, 「新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－」.

宮口幸治, 2019, 『ケーキの切れない非行少年たち』新潮社

(さくた せいいちろう 共同研究研究員／佛教大学社会学部教授)